

産業廃棄物処分業許可申請書

令和 4年 9月21日

新潟市長 中原 八一 殿

申請者

〒950-3102

住 所 新潟市北区島見町3399番地37

氏 名 株式会社 大橋商会

代表取締役 大橋 崇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 025-257-4580



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) を記載すること。)	別紙のとおり
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒950-0801 新潟市北区島見町3399番地37 電話番号 025 (257) 4580
	事業場 〒950-0801 新潟市東区津島屋6丁目87番地 電話番号 025 (273) 4309 〒950-3101 新潟市北区太郎代字上往来 64番-3、653番23、653番24 新潟市北区太郎代字上往来 776番30、787番1 新潟市北区太郎代字山辺856番42 電話番号 025 (257) 450
事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。) を記載すること。)	別紙のとおり
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	別紙のとおり
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙のとおり
※ 事 務 処 理 欄	

(日本工業規格 A列4番)

先行許可証 (有 ・ 無)、 (新規)

